

令和6年（2024年）

第3回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4719

第1版 2024.8.20 調製

令和6年(2024年)第3回町田市議会定例会日程一覧表

- ※8月20日(火) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※8月22日(木) 正午 一般質問通告締切
 ※8月22日(木) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 8月23日(金) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考	
8	27	火	本 会 議 議会運営委員会	報告第10号 第81号議案～第83号議案、 第87号議案 第66号議案 常任委員会審査報告 第68号議案～第80号議案、 第84号議案～第86号議案、 第88号議案～第96号議案 認定第1号～認定第3号	—提案理由説明—質疑—表決 —提案理由説明—質疑—付託 —質疑—表決 —提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後5時
			常任委員会	文教社会		
	28	水	議案説明会 全員協議会			
	29	木	議案調査			
	30	金	本 会 議 議会運営委員会	一般質問		質疑通告締切 午後零時50分
	31	⊕				
9	1	⊕				
	2	月	本 会 議	一般質問		
	3	火	本 会 議	一般質問		
	4	水	本 会 議	一般質問		
	5	木	本 会 議	一般質問		
	6	金	本 会 議 議会運営委員会	第74号議案～第80号議案、 第84号議案～第86号議案、 第88号議案～第96号議案 第68号議案～第73号議案 認定第1号～認定第3号 請願及び陳情の付託報告	—質疑—付託	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	7	⊕				
	8	⊕				
	9	月	常任委員会	総務・健康福祉		
	10	火	常任委員会	総務・健康福祉		
	11	水	常任委員会	文教社会・建設		
	12	木	常任委員会	文教社会・建設		総務常任委員会・健康福祉常任委員会の決算附帯決議提出締切 午後零時50分
	13	金	常任委員会	常任委員会予備日		
	14	⊕				
	15	⊕				

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
9	16	①			
	17	火	常任委員会	総務・健康福祉（意見集約）	文教社会常任委員会・建設常任委員会の決算附帯決議提出締切 午後零時50分
	18	水	議事整理		
	19	木	常任委員会	文教社会・建設（意見集約）	
	20	金	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の議員提出議案提出締切 午後零時50分
	21	②			
	22	③			
	23	④			
	24	火	議事整理		
	25	水	議事整理		
	26	木	議事整理		
	27	金	議事整理		
	28	⑤			
	29	⑥			
30	月	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告		

令和6年第3回定例会は、8月27日（火）に招集され、9月30日（月）までの35日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算8件、条例6件、その他が21件の予定です。

予算案は、令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（第2号）など、条例案は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例などが審議される予定です。

◆ 議案の内容 ◆

第66号議案 令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（第2号）

第67号議案 令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（第3号）

第68号議案 令和6年度（2024年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

第69号議案 令和6年度（2024年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

第70号議案 令和6年度（2024年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

第71号議案 令和6年度（2024年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（第1号）

第72号議案 令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）

第73号議案 令和6年度（2024年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号）

第74号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

※生活保護法及び児童手当法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第75号議案 町田市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

※安心して子育てができる環境を提供することを目的として、高校生等の医療費の助成における所得制限を撤廃するため、所要の改正をするものです。

第 7 6 号議案 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

※容器包装プラスチックの廃棄物の排出に使用する指定収集袋の種類を追加するため、所要の改正をするものです。

第 7 7 号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例

※下水道法施行令の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 7 8 号議案 町田市中学校給食センター条例

※町田市内 3 か所に中学校給食センターを設置することを目的として、制定するものです。

第 7 9 号議案 町田市立図書館条例の一部を改正する条例

※鶴川図書館を民設民営の図書コミュニティ施設へ転換することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 8 0 号議案 相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

※相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託を廃止することについて、相模原市と協議するものです。

第 8 1 号議案 消防ポンプ自動車購入

※消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過した消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。

第 8 2 号議案 児童生徒用タブレット端末購入

※ICT を活用した魅力ある授業を実施する環境整備を目的として市立小・中学校に配備しているタブレット端末について、老朽化した端末の更改及び予備機の調達のため、物品供給契約を締結するものです。

第 8 3 号議案 学校用ノート型パソコン購入

※市立小・中学校に配備している学校用ノート型パソコンについて、賃貸借の期間満了に伴い更改を実施するため、物品供給契約を締結するものです。

第 8 4 号議案 鶴川中学校中規模改修機械設備工事 I 期請負契約

※鶴川中学校の老朽化した空気調和設備等の改修を行う工事請負契約を締結するものです。

第 8 5 号議案 生涯学習センター機械設備改修工事請負契約

※生涯学習センターの老朽化した空気調和設備等の改修を行う工事請負契約を締結するものです。

第 8 6 号議案 町田第一中学校体育館・プール棟給排水衛生設備改修工事請負契約

※町田第一中学校体育館・プール棟の老朽化した給排水衛生設備を改修するため、工事請負契約を締結するものです。

第 8 7 号議案 土地の買入れについて

※貴重な自然環境を保全し市民の利用に供するため、（仮称）大戸広場（町田都市計画緑地事業第 3 5 号相原大谷戸緑地）の用地を取得するものです。

第 88 号議案 市道路線の認定について

※開発行為に伴い築造された道路、都市計画道路築造事業に伴い整備予定の道路及び道路位置指定の協議に伴い市に帰属した道路を市道として認定するものです。

第 89 号議案 市道路線の廃止について

※道路として機能のない路線及び他の路線と重複している路線を廃止するものです。

第 90 号議案 町田市美術工芸館の指定管理者の指定について

※町田市美術工芸館を管理する指定管理者を指定するものです。

第 91 号議案 三輪子どもクラブの指定管理者の指定について

※三輪子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 92 号議案 木曽学童保育クラブ外 11 施設の指定管理者の指定について

※木曽学童保育クラブ外 11 施設を管理する指定管理者を指定するものです。

第 93 号議案 大戸のびっ子学童保育クラブの指定管理者の指定について

※大戸のびっ子学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 94 号議案 小山中央学童保育クラブの指定管理者の指定について

※小山中央学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 95 号議案 南つくし野学童保育クラブの指定管理者の指定について

※南つくし野学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 96 号議案 山崎学童保育クラブの指定管理者の指定について

※山崎学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

【報告承認案件】

報告第 10 号 令和 6 年度（2024 年度）町田市一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて

【認定】

認定第 1 号 令和 5 年度（2023 年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 5 年度（2023 年度）町田市下水道事業会計決算認定について

認定第 3 号 令和 5 年度（2023 年度）町田市病院事業会計決算認定について

令和6年度（2024年度）

9月補正予算（第2号）

9月補正予算の概要

9月補正予算では、2023年3月に契約が成立した町田忠生小山东エリア、南エリアの給食センター整備（PFI事業）について、契約後の物価変動や工事の進捗状況、補助金の内定等により事業費や契約内容を変更する必要が生じたため、契約変更に必要な予算を補正することで、予定通りの時期の全員給食導入を目指します。

また、2024年5月に事業者の公募を中止した本町田地区・南成瀬地区の新たな小学校整備（PFI事業）について、事業費の算定に用いる物価上昇率を修正し、予算を補正することで、2028年4月の新校舎の使用開始に向けた整備を進めます。

一般会計	2億3,412万3千円
特別会計	0千円
計	2億3,412万3千円

一般会計補正予算の主な内容

1 未来を生きる力を育み合うまちになる

- ・ 中学校給食センター整備事業（債務負担行為の設定） 2億2,152万円
- ・ 統合新設小学校整備等PFI事業（債務負担行為の変更） 0円

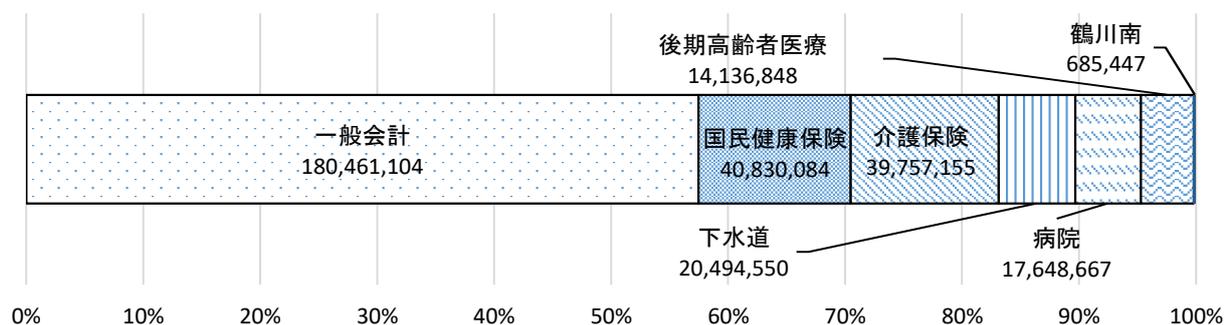
2 その他

- ・ 財政調整基金積立金 1,260万円

2024年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前額		補正額	補正後額	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		180,226,981	57.5	234,123	180,461,104	57.5
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,830,084	13.0	0	40,830,084	13.0
	介 護 保 険 事 業 会 計	39,757,155	12.7	0	39,757,155	12.7
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	14,136,848	4.5	0	14,136,848	4.5
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	685,447	0.2	0	685,447	0.2
	下 水 道 事 業 会 計	20,494,550	6.5	0	20,494,550	6.5
	収 益 的	12,099,008	3.8	0	12,099,008	3.8
	資 本 的	8,395,542	2.7	0	8,395,542	2.7
	病 院 事 業 会 計	17,648,667	5.6	0	17,648,667	5.6
	収 益 的	15,812,233	5.0	0	15,812,233	5.0
	資 本 的	1,836,434	0.6	0	1,836,434	0.6
	小 計	133,552,751	42.5	0	133,552,751	42.5
合 計		313,779,732	100.0	234,123	314,013,855	100.0

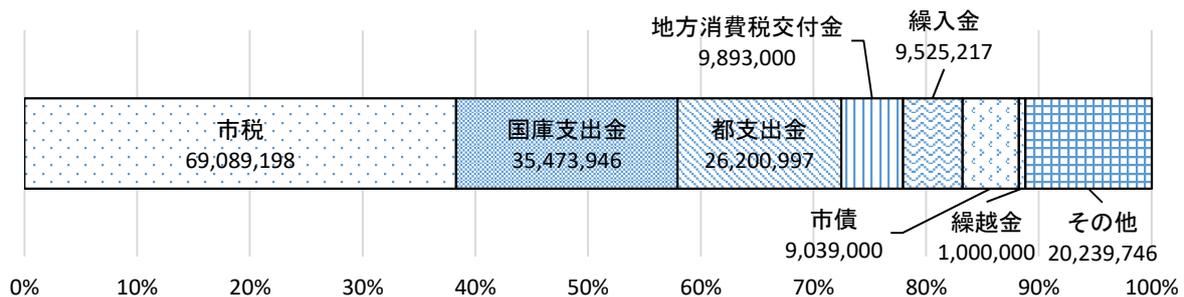


○ 一般会計の補正額は2億3,412万3千円で、補正後の全会計予算総額3,140億1,385万5千円に対する一般会計の構成比は57.5%です。

2024年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前額		補正額	補正後額	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	69,089,198	38.3	—	69,089,198	38.3
2. 地 方 譲 与 税	741,000	0.4	—	741,000	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	122,000	0.1	—	122,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	722,000	0.4	—	722,000	0.4
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	672,000	0.4	—	672,000	0.4
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,386,000	0.8	—	1,386,000	0.8
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	9,893,000	5.5	—	9,893,000	5.5
8. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	230,000	0.1	—	230,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	2,402,274	1.3	—	2,402,274	1.3
11. 地 方 交 付 税	3,385,000	1.9	—	3,385,000	1.9
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	47,000	0.0	—	47,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	530,696	0.3	—	530,696	0.3
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,609,911	2.0	—	3,609,911	2.0
15. 国 庫 支 出 金	35,065,823	19.5	408,123	35,473,946	19.7
16. 都 支 出 金	26,200,997	14.5	—	26,200,997	14.5
17. 財 産 収 入	1,470,188	0.8	—	1,470,188	0.8
18. 寄 附 金	228,426	0.1	—	228,426	0.1
19. 繰 入 金	9,525,217	5.3	—	9,525,217	5.3
20. 繰 越 金	1,000,000	0.6	—	1,000,000	0.5
21. 諸 収 入	4,653,251	2.6	—	4,653,251	2.6
22. 市 債	9,213,000	5.1	△ 174,000	9,039,000	5.0
歳 入 合 計	180,226,981	100.0	234,123	180,461,104	100.0

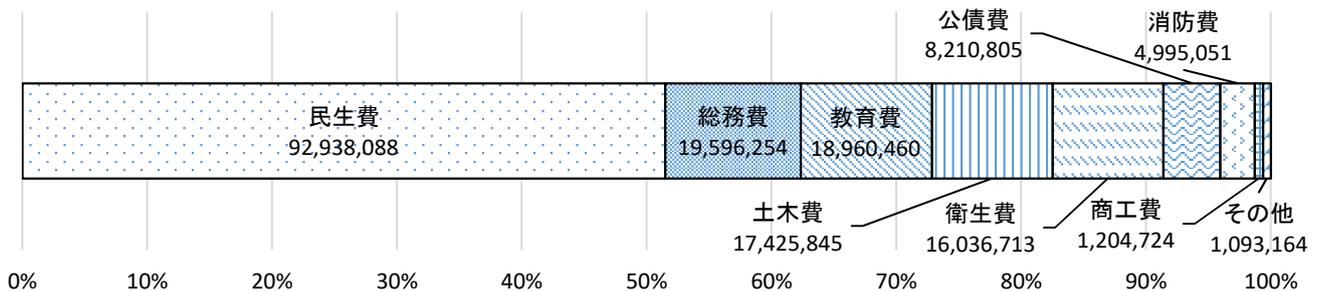


9月補正予算の主なもの

- 款15.国庫支出金 学校給食施設整備事業費補助金(4.1億円)
- 款22.市債 学校施設整備事業債(△1.7億円)

2024年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	651,715	0.3	—	651,715	0.4	—	—	—	—
2. 総務費	19,583,650	10.9	12,604	19,596,254	10.9	—	—	—	12,604
3. 民生費	92,938,088	51.6	—	92,938,088	51.5	—	—	—	—
4. 衛生費	16,036,713	8.9	—	16,036,713	8.9	—	—	—	—
5. 労働費	45,156	0.0	—	45,156	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	296,287	0.1	—	296,287	0.2	—	—	—	—
7. 商工費	1,204,724	0.7	—	1,204,724	0.7	—	—	—	—
8. 土木費	17,425,845	9.7	—	17,425,845	9.6	—	—	—	—
9. 消防費	4,995,051	2.8	—	4,995,051	2.8	—	—	—	—
10. 教育費	18,738,941	10.4	221,519	18,960,460	10.5	408,123	△ 174,000	—	△ 12,604
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,210,805	4.5	—	8,210,805	4.5	—	—	—	—
13. 予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.0	—	—	—	—
歳出合計	180,226,981	100.0	234,123	180,461,104	100.0	408,123	△ 174,000	0	0



9月補正予算の主なもの

○款 2.総務費 財政調整基金積立金(0.1億円)

○款 10.教育費 中学校給食センター整備事業費(2.2億円)

○債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)

追加 : 町田忠生小山エリア・南エリア中学校給食センター整備運営事業(PFI事業)その2

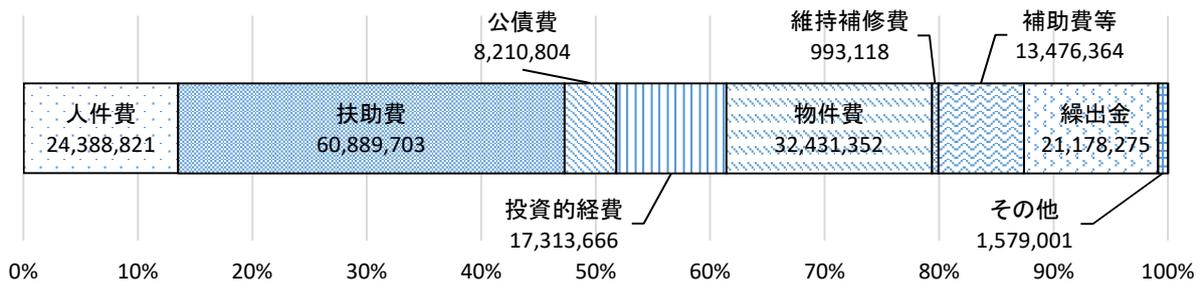
(2024~2039年度/1.4億円/2.2億円)

変更 : 本町田地区・南成瀬地区統合新設小学校整備等PFI事業

(2024~2042年度/248.3億円→280.4億円/248.3億円→280.4億円)

2024年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分		補正前額		補正額	補正後額	
			構成比(%)			構成比(%)
義務的経費	人件費	24,388,821	13.5	—	24,388,821	13.5
	職員給与費	23,498,217	13.0	—	23,498,217	13.0
	特別職給与費等	890,604	0.5	—	890,604	0.5
	扶助費	60,889,703	33.8	—	60,889,703	33.7
	公債費	8,210,804	4.6	—	8,210,804	4.6
	計	93,489,328	51.9	0	93,489,328	51.8
投資的経費		17,092,147	9.5	221,519	17,313,666	9.6
その他経費	物件費	32,431,352	18.0	—	32,431,352	18.0
	維持補修費	993,118	0.5	—	993,118	0.5
	補助費等	13,476,364	7.5	—	13,476,364	7.5
	繰出金	21,178,275	11.7	—	21,178,275	11.7
	出資金・貸付金	1	0.0	—	1	0.0
	積立金	1,466,396	0.8	12,604	1,479,000	0.8
	予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	69,645,506	38.6	12,604	69,658,110	38.6
歳出合計		180,226,981	100.0	234,123	180,461,104	100.0



投資的経費 内訳

総務費	1,173,695	農林費	0	消防費	187,534
民生費	595,309	商工費	91,349	教育費	4,958,950
衛生費	1,926,736	土木費	8,380,087	災害復旧費	6

9月補正予算の主なもの

- 投資的経費 中学校給食センター整備事業費(2.2億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(0.1億円)

令和6年度（2024年度）

9月補正予算（第3号）

9月補正予算の概要

9月補正予算では、幼児教育・保育の充実を図るため、東京都の補助事業を活用し、「とうきょうすくわくプログラム」の実践に取り組む保育所等を支援するほか、保育の質の向上を図るため、市内認証保育所における保育サービスの充実や子育て支援に資する取組等への支援を拡充します。

その他、前年度決算額の確定や国・都支出金の内示、6月補正以降の予算の執行状況等に合わせて、一般会計及び特別会計の事業費を補正します。

一般会計	75億4,741万4千円
特別会計	14億4,337万円
計	89億9,078万4千円

一般会計補正予算の主な内容

1 赤ちゃんに選ばれるまちになる

- ・ すくわくプログラム推進事業 5,100万円
- ・ 認証保育所運営支援事業 3,028万円

2 その他

- ・ 財政調整基金積立金 55億5,942万円
- ・ 国・都支出金返還金 16億4,055万円

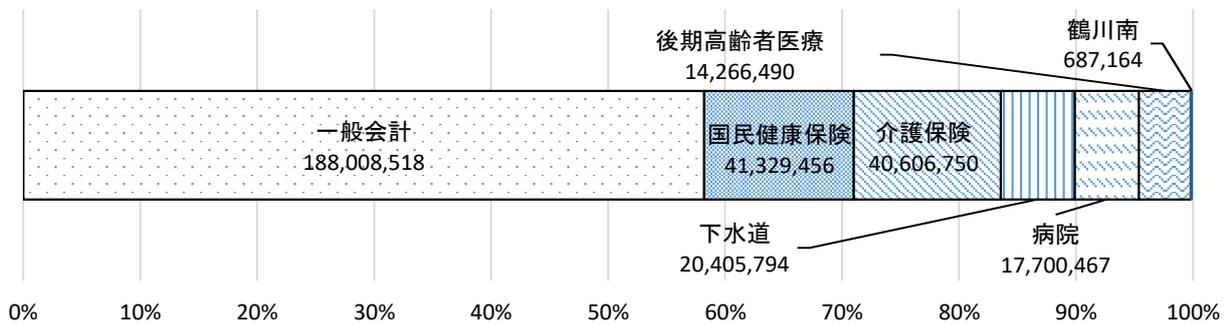
特別会計の補正額

- ・ 国民健康保険事業会計 4億9,937万円
- ・ 介護保険事業会計 8億4,960万円
- ・ 後期高齢者医療事業会計 1億2,964万円
- ・ 鶴川駅南土地区画整理事業会計 172万円
- ・ 下水道事業会計 △8,876万円
- ・ 病院事業会計 5,180万円

2024年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前額		補正額	補正後額		
		構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計	180,461,104	57.5	7,547,414	188,008,518	58.2	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,830,084	13.0	499,372	41,329,456	12.8
	介 護 保 険 事 業 会 計	39,757,155	12.7	849,595	40,606,750	12.6
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	14,136,848	4.5	129,642	14,266,490	4.4
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	685,447	0.2	1,717	687,164	0.2
	下 水 道 事 業 会 計	20,494,550	6.5	△ 88,756	20,405,794	6.3
	収 益 的	12,099,008	3.8	0	12,099,008	3.7
	資 本 的	8,395,542	2.7	△ 88,756	8,306,786	2.6
	病 院 事 業 会 計	17,648,667	5.6	51,800	17,700,467	5.5
	収 益 的	15,812,233	5.0	51,800	15,864,033	4.9
	資 本 的	1,836,434	0.6	0	1,836,434	0.6
	小 計	133,552,751	42.5	1,443,370	134,996,121	41.8
合 計	314,013,855	100.0	8,990,784	323,004,639	100.0	

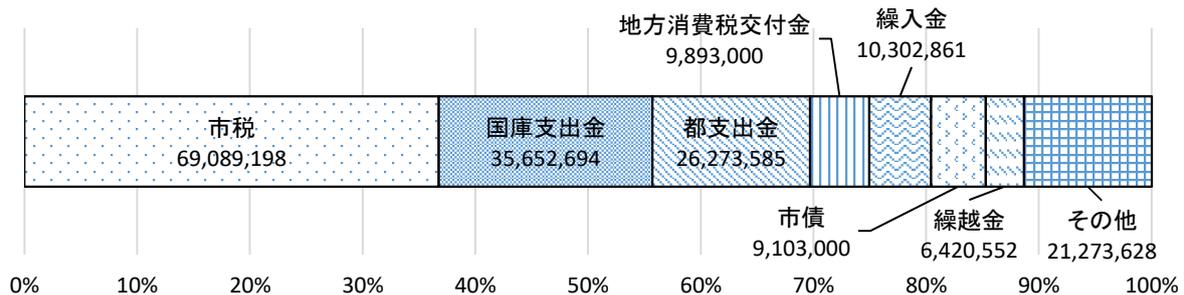


- 一般会計の補正額は75億4,741万4千円で、補正後の全会計予算総額3,230億463万9千円に対する一般会計の構成比は58.2%です。
- 特別会計の補正額は14億4,337万円で、2023年度決算の確定に伴う繰越金、及び清算に伴う返還金等を計上しています。
- 病院事業会計は、診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料を財源とする医療従事者の給与費増額に伴う補正です。

2024年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	
				補正後額	構成比(%)
1. 市 税	69,089,198	38.3	—	69,089,198	36.7
2. 地 方 譲 与 税	741,000	0.4	—	741,000	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	122,000	0.1	—	122,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	722,000	0.4	—	722,000	0.4
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	672,000	0.4	—	672,000	0.4
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,386,000	0.8	—	1,386,000	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	9,893,000	5.5	—	9,893,000	5.3
8. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	230,000	0.1	—	230,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	2,402,274	1.3	—	2,402,274	1.3
11. 地 方 交 付 税	3,385,000	1.9	1,029,571	4,414,571	2.3
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	47,000	0.0	—	47,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	530,696	0.3	896	531,592	0.3
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,609,911	2.0	—	3,609,911	1.9
15. 国 庫 支 出 金	35,473,946	19.7	178,748	35,652,694	19.0
16. 都 支 出 金	26,200,997	14.5	72,588	26,273,585	14.0
17. 財 産 収 入	1,470,188	0.8	—	1,470,188	0.8
18. 寄 附 金	228,426	0.1	—	228,426	0.1
19. 繰 入 金	9,525,217	5.3	777,644	10,302,861	5.5
20. 繰 越 金	1,000,000	0.5	5,420,552	6,420,552	3.4
21. 諸 収 入	4,653,251	2.6	3,415	4,656,666	2.5
22. 市 債	9,039,000	5.0	64,000	9,103,000	4.8
歳 入 合 計	180,461,104	100.0	7,547,414	188,008,518	100.0

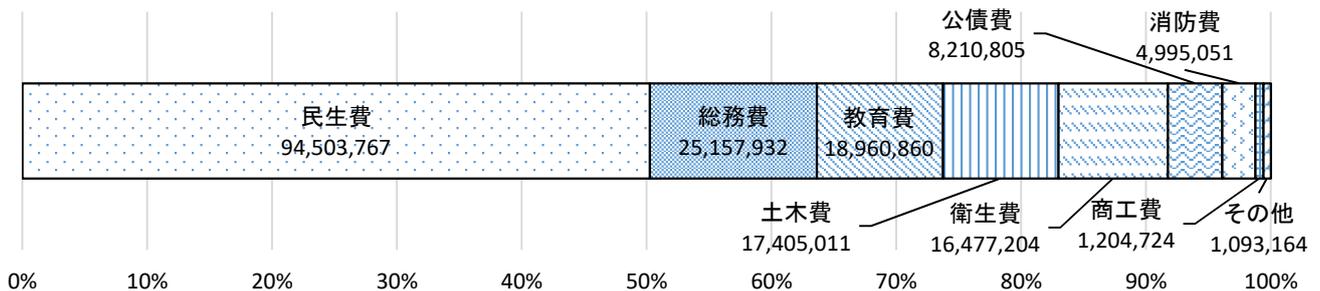


9月補正予算の主なもの

- 款11.地方交付税 普通交付税(10.3億円)
- 款13.分担金及び負担金 電線共同溝整備負担金(1百万円)
- 款15.国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(1.3億円)、
子ども・子育て支援事業費補助金(0.4億円)
- 款16.都支出金 保育サービス推進事業費補助金(0.5億円)、
帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業費補助金(0.2億円)、
保育力強化事業費補助金(0.1億円)
- 款19.繰入金 国民健康保険事業会計繰入金(4.4億円)、介護保険事業会計繰入金(2.5億円)、
後期高齢者医療事業会計繰入金(0.8億円)
- 款20.繰越金 前年度繰越金(54.2億円)
- 款21.諸収入 過年度返還金(2百万円)
- 款22.市債 臨時財政対策債(0.4億円)、児童福祉施設整備事業債(0.2億円)

2024年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	651,715	0.4	—	651,715	0.3	—	—	—	—
2. 総務費	19,596,254	10.9	5,561,678	25,157,932	13.4	36,845	—	—	5,524,833
3. 民生費	92,938,088	51.5	1,565,679	94,503,767	50.3	193,513	20,000	3,012	1,349,154
4. 衛生費	16,036,713	8.9	440,491	16,477,204	8.8	16,744	—	—	423,747
5. 労働費	45,156	0.0	—	45,156	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	296,287	0.2	—	296,287	0.2	3,431	—	—	△ 3,431
7. 商工費	1,204,724	0.7	—	1,204,724	0.6	—	—	—	—
8. 土木費	17,425,845	9.6	△ 20,834	17,405,011	9.3	803	—	896	△ 22,533
9. 消防費	4,995,051	2.8	—	4,995,051	2.6	—	—	—	—
10. 教育費	18,960,460	10.5	400	18,960,860	10.1	—	—	—	400
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,210,805	4.5	—	8,210,805	4.4	—	—	—	—
13. 予備費	100,000	0.0	—	100,000	0.0	—	—	—	—
歳出合計	180,461,104	100.0	7,547,414	188,008,518	100.0	251,336	20,000	3,908	7,272,170

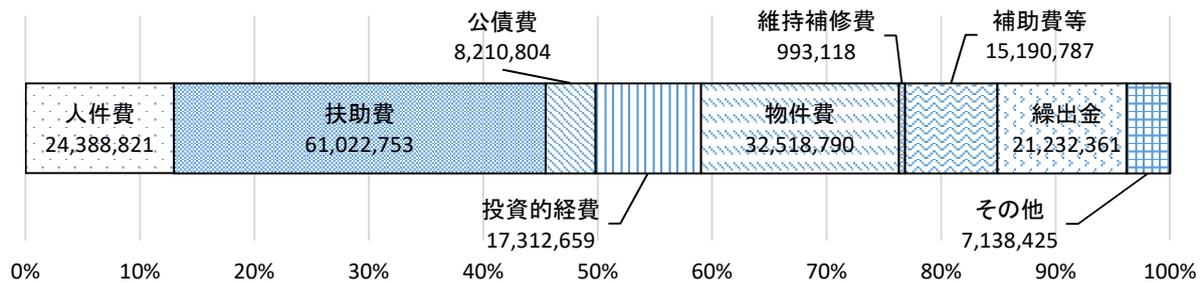


9月補正予算の主なもの

- 款 2. 総務費 財政調整基金積立金 (55.6億円)
- 款 3. 民生費 国・都支出金返還金 (12.8億円)、低所得世帯重点支援給付金 (1.2億円)、国民健康保険事業会計繰出金 (0.5億円)、保育サービス推進事業補助金 (0.4億円)、子どもクラブ整備工事費 (0.2億円)
- 款 4. 衛生費 国・都支出金返還金 (3.6億円)、廃棄物収集・処分等委託料 (0.4億円)、带状疱疹ワクチン予防接種委託料 (0.3億円)
- 款 8. 土木費 道路付帯設備維持事業設置工事費 (△0.3億円)、薬師池公園四季彩の杜整備事業撤去工事費 (0.1億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)
 - 追加 : 地域包括支援センター運営委託事業 (2024~2025年度/6.7億円/6.7億円) 他2件
 - 変更 : 鶴川駅南北自由通路築造事業その2 (2024~2025年度→2024~2026年度/7.2億円→10.6億円/7.2億円→10.6億円) 他1件

2024年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分	補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額		
				補正後額	構成比(%)	
義務的経費	人件費	24,388,821	13.5	—	24,388,821	13.0
	職員給与費	23,498,217	13.0	—	23,498,217	12.5
	特別職給与費等	890,604	0.5	—	890,604	0.5
	扶助費	60,889,703	33.7	133,050	61,022,753	32.4
	公債費	8,210,804	4.6	—	8,210,804	4.4
	計	93,489,328	51.8	133,050	93,622,378	49.8
投資的経費	17,313,666	9.6	△1,007	17,312,659	9.2	
その他経費	物件費	32,431,352	18.0	87,438	32,518,790	17.3
	維持補修費	993,118	0.5	—	993,118	0.5
	補助費等	13,476,364	7.5	1,714,423	15,190,787	8.1
	繰出金	21,178,275	11.7	54,086	21,232,361	11.3
	出資金・貸付金	1	0.0	—	1	0.0
	積立金	1,479,000	0.8	5,559,424	7,038,424	3.7
	予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	69,658,110	38.6	7,415,371	77,073,481	41.0
歳出合計	180,461,104	100.0	7,547,414	188,008,518	100.0	



投資的経費 内訳

総務費	1,173,695	農林費	0	消防費	187,534
民生費	615,309	商工費	91,349	教育費	4,958,950
衛生費	1,926,736	土木費	8,359,080	災害復旧費	6

9月補正予算の主なもの

- 扶助費 低所得世帯重点支援給付金(1.2億円)
- 投資的経費 道路付帯設備維持事業設置工事費(△0.3億円)、子どもクラブ整備工事費(0.2億円)、薬師池公園四季彩の杜整備事業撤去工事費(0.1億円)
- 物件費 廃棄物収集・処分等委託料(0.4億円)、带状疱疹ワクチン予防接種委託料(0.3億円)
- 補助費等 国・都支出金返還金(16.4億円)、保育サービス推進事業補助金(0.4億円)、認証保育所運営費等補助金(0.1億円)、保育力強化事業補助金(0.1億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(0.5億円)、介護保険事業会計繰出金(9百万円)
- 積立金 財政調整基金積立金(55.6億円)

件名	すくわくプログラム推進事業					
予算額(単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
51,000		0	51,000	0	0	0

【事業の背景・目的】

近年、乳幼児期に培われる自己肯定感や思いやりなど、非認知能力等の重要性に関心が高まっています。そのような中、東京都は、2024年度から、幼稚園・保育所等において非認知能力の育成を図ることを目的とした「とうきょう すくわくプログラム※」を実践する幼稚園・保育所等への支援制度を創設しました。

市においても、市内保育所等が、独自の環境や強みを活かして乳幼児の興味・関心に応じた探求活動を実践することで非認知能力の育成に取り組めるよう支援し、より質の高い幼児教育・保育の提供を通じて子どもの豊かな育ちを支えます。

※「とうきょう すくわくプログラム」とは

例えば、「光」「音」「植物」などのテーマに沿って、子どもたちが「なんで? どうして?」と好奇心を持つきっかけを増やすことや、「こうしたらどうなるかな?」と夢中になって遊び、探求する心を育てる活動を提供することで、すべての乳幼児の「伸びる・育つ(すくすく)」と「好奇心・探求心(わくわく)」を応援し、子どもたちの成長・発達をサポートするプログラムです。

東京都が、東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センターとの協定の下、2024年3月に策定しました。



【事業の内容】

社会福祉法人以外が運営する認可保育所等を対象として、「とうきょう すくわくプログラム」の実施に要する経費を補助するとともに、公立保育所5園においても本プログラムを実施します。

対象施設	①認可保育所、②小規模保育所、③幼保連携型認定こども園、④認証保育所 ⑤公立保育所 ※東京都からの直接補助となる、社会福祉法人が運営する認可保育所、幼稚園、幼稚園型認定こども園は対象外
対象経費	非常勤職員人件費、報償費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費など
補助金額	1施設あたり上限1,500千円
補助対象期間	2024年6月26日から2025年3月31日まで

【事業費】

①②③保育サービス推進事業補助金(とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金)	40,500千円
④保育力強化事業補助金(とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金)	3,000千円
⑤備品購入費・消耗品費・講師謝礼	7,500千円

【特定財源】

①②③⑤保育サービス推進事業補助金(都10/10)	48,000千円
④保育力強化事業補助金(都10/10)	3,000千円

問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦 子育て推進課長 香月	電話	724-2138 724-4467
------	----------------------------------	----	----------------------

件名	認証保育所運営支援事業					
予算額(単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
30,277		0	20,536	0	0	9,741

【事業の背景・目的】

市では、東京都独自制度として、東京都から認証を受けた市内の保育施設(認証保育所)に対して、保育水準を確保し、多様な保育サービスの提供を図るため、必要な運営費等を補助しています。

2024年度から東京都は、認証保育所が子育て拠点として、子育て家庭の様々な課題に対応できるよう支援するため、認可保育所に準じて認証保育所に対する運営費等の補助を拡充しました。

市においても本事業の拡充を適用し、認証保育所における保育サービスの向上や子育て支援に資する取組等を支援し、保育の質の向上やサービスの充実を図ります。

【事業の内容】

市内の認証保育所に対する運営費等の補助に新たな加算を加え、保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援に資する取組等に要する経費を補助します。

① 認証保育所運営費等補助

通常の配置基準を超えて保育士を配置する「チーム保育推進加算」や、栄養士から助言・指導を受ける「栄養管理加算」、高齢者等を非常勤職員として雇用する「高齢者等活躍推進加算」、小学校との連携・接続に関する取組を実施する「小学校接続加算」など、新たな加算項目の実施に要する経費を補助します。

② 障がい児受入促進事業補助

認証保育所における障がい児の受入れを促進するため、障がい児の受入状況等に応じて必要な職員を配置する経費を補助します。

③ 保育力強化事業補助

地域の子育て家庭の育児不安を軽減するため、育児体験学習や相談対応などに要する経費を補助します。また、将来を担う子どもの豊かな育ちを支えるため、小・中学生、高校生の職場体験等の受入れに要する経費を補助するほか、保育人材を確保・育成するため、保育士等の実習生や研修生の受入れなどに要する経費を補助します。

【事業費】

① 認証保育所運営費等補助金	14,954 千円
② 障がい児受入促進事業補助金	4,523 千円
③ 保育力強化事業補助金	10,800 千円



【特定財源】

① 認証保育所運営費等補助金(都 1/2)	7,476 千円
② 障害児受入促進事業補助金(都 1/2)	2,260 千円
③ 保育力強化事業補助金(都 10/10)	10,800 千円

問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦	電話	724-2138
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第74号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 生活保護法及び児童手当法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 個人番号（マイナンバー）を利用して、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を取得できる事務を、次のとおり改めます。</p> <p>① 生活保護法の改正に伴い、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」[*]に改めます。 [*] これまで、生活保護世帯の子どもが大学等に進学するときに「進学準備給付金」を給付していましたが、高校卒業後に就職するときも給付対象とすることとなり、名称を「進学・就職準備給付金」に改めるものです。</p> <p>② 児童手当法の改正に伴い、児童手当の所得制限が撤廃されるため、所得制限限度額を超過した方への特例給付の事務を削ります。</p> <p>○ ①については公布の日から、②については2024年10月1日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 生活保護法（昭和25年法律第144号） ○ 児童手当法（昭和46年法律第73号）</p>			
問合せ先	総務部 市政情報課長 坂上 地域福祉部 生活援護課長 中村 子ども生活部 子ども総務課長 大坪	電話	724-8407 724-2135 724-2876

議案概要

議案名	第75号議案 町田市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 安心して子育てができる環境を提供することを目的として、高校生等の医療費の助成における所得制限を撤廃するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 高校生等の医療費の助成について、一定の所得内にある家庭に限定する「所得制限」を撤廃します。○ 2025年4月1日から施行します。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 所得制限を撤廃することによって、すべての高校生等が医療費助成を受けられるようになります。			
問合せ先	子ども生活部 子ども総務課長 大坪	電話	724-2876

議案概要

議案名	第76号議案 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 容器包装プラスチックの廃棄物の排出に使用する指定収集袋の種類を追加するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 容器包装プラスチックの廃棄物の排出に使用する指定収集袋の種類に、新たに小袋（10リットル相当）を追加し、収集・処分に係る処理手数料を1袋につき8円とします。○ 2026年4月1日から施行します。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 今回の改正によって、容器包装プラスチックの廃棄物に使用する指定収集袋は、小袋（10リットル相当）、中袋（20リットル相当）、大袋（40リットル相当）の3種類となります。○ 2026年4月1日から、市全域で容器包装プラスチックの分別収集・資源化を開始することに伴い、現在2種類ある指定収集袋に新たに小袋を追加することで、排出量が少ない世帯がより分別をしやすいようにします。			
問合せ先	環境資源部 環境政策課長 池澤	電話	724-4379

議案概要

議案名	第 77 号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
下水道法施行令の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。			
【議案の内容】			
○ 改正下水道法施行令に従い、公共下水道に排水する際の六価クロム化合物の量の基準を次のように改めます。			
物質	改正後	改正前	
汚水 1 リットルに含まれる六価クロム化合物の量	0.2 ミリグラム以下	0.5 ミリグラム以下	
○ 排水設備工事指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させなければならないとする基準を緩和し、東京都内の複数営業所で兼任することができるようにします。			
○ 2024 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】			
○ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）			
○ 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）			
問合せ先	下水道部 下水道経営総務課長 西澤	電話	724-4287

議案概要

議案名	第78号議案 町田市中学校給食センター条例														
【議案提出の目的】															
町田市内3か所に中学校給食センターを設置することを目的として、制定するものです。															
【議案の内容】															
○ 町田市立中学校において実施する学校給食の調理等の業務を効率的かつ効果的に処理するとともに、幅広い世代の地域住民に対して食を通じた健康づくりを推進するため、次のとおり中学校給食センターを設置します。															
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="220 600 880 667">名称</th><th data-bbox="880 600 1332 667">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="220 667 880 723">鶴川エリア中学校給食センター</td><td data-bbox="880 667 1332 723">金井二丁目28番地2</td></tr><tr><td data-bbox="220 723 880 779">町田忠生小山エリア中学校給食センター</td><td data-bbox="880 723 1332 779">山崎町1314番地5</td></tr><tr><td data-bbox="220 779 880 835">南エリア中学校給食センター</td><td data-bbox="880 779 1332 835">南成瀬七丁目17番地3</td></tr></tbody></table>				名称	位置	鶴川エリア中学校給食センター	金井二丁目28番地2	町田忠生小山エリア中学校給食センター	山崎町1314番地5	南エリア中学校給食センター	南成瀬七丁目17番地3				
名称	位置														
鶴川エリア中学校給食センター	金井二丁目28番地2														
町田忠生小山エリア中学校給食センター	山崎町1314番地5														
南エリア中学校給食センター	南成瀬七丁目17番地3														
○ 2025年1月8日から施行し、町田忠生小山エリア中学校給食センターに関する規定は同年4月1日から、南エリア中学校給食センターに関する規定は同年9月1日から施行します。															
【補足説明】															
○ 成長期の中学生全員に温かい給食を提供するため、従来の「選択制・ランチボックス形式」から「給食センター方式」に変更し、3つのエリアごとに給食センターを設置します。															
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="153 1216 485 1261">エリア</th><th data-bbox="485 1216 715 1261">給食開始月</th><th data-bbox="715 1216 1481 1261">対象校</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="153 1261 485 1305">鶴川エリア</td><td data-bbox="485 1261 715 1305">2025年1月</td><td data-bbox="715 1261 1481 1305">鶴川中・鶴川第二中・薬師中・真光寺中・金井中</td></tr><tr><td data-bbox="153 1305 485 1384">町田忠生小山エリア</td><td data-bbox="485 1305 715 1384">2025年4月</td><td data-bbox="715 1305 1481 1384">町田第一中・町田第二中・町田第三中・木曾中・山崎中・忠生中・小山田中・小山中</td></tr><tr><td data-bbox="153 1384 485 1422">南エリア</td><td data-bbox="485 1384 715 1422">2025年9月</td><td data-bbox="715 1384 1481 1422">南大谷中・南中・成瀬台中・南成瀬中・つくし野中</td></tr></tbody></table>				エリア	給食開始月	対象校	鶴川エリア	2025年1月	鶴川中・鶴川第二中・薬師中・真光寺中・金井中	町田忠生小山エリア	2025年4月	町田第一中・町田第二中・町田第三中・木曾中・山崎中・忠生中・小山田中・小山中	南エリア	2025年9月	南大谷中・南中・成瀬台中・南成瀬中・つくし野中
エリア	給食開始月	対象校													
鶴川エリア	2025年1月	鶴川中・鶴川第二中・薬師中・真光寺中・金井中													
町田忠生小山エリア	2025年4月	町田第一中・町田第二中・町田第三中・木曾中・山崎中・忠生中・小山田中・小山中													
南エリア	2025年9月	南大谷中・南中・成瀬台中・南成瀬中・つくし野中													
○ 新たに設置する給食センターでは、給食の提供にとどまらず、地域の幅広い世代が食をテーマにした多様な健康づくりや世代間交流を楽しむことのできるよう、食に関する学び・体験の機会を提供します。															
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177												

議案概要

議案名	第79号議案 町田市立図書館条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
鶴川図書館を民設民営の図書コミュニティ施設へ転換することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 町田市立図書館のうち、鶴川図書館を廃止します。			
○ 2025年4月1日から施行します。			
【補足説明】			
○ 鶴川図書館は、「町田市公共施設再編計画」及び「町田市立図書館のあり方見直し方針」に基づき、2025年3月末をもって公立図書館としての運営を終了し、5月から鶴川地域の関係者が設立した「一般社団法人つるかわ図書コミュニティ施設運営協議会」が運営する図書コミュニティ施設に転換します。			
○ 図書コミュニティ施設は、本を橋渡しとして誰もが地域、社会、世界とつながることができる場所や機会を提供し、住民一人ひとりの主体性や表現を尊重しあえる地域の文化醸成に寄与することを目的としています。			
○ 図書コミュニティ施設では、運営協議会が所蔵する約15,000冊の本を地域の方々に貸し出しを行うとともに、気軽に過ごせるコミュニティスペースの運営や、地域情報の発信、地域と連携したイベントの実施などを通じて、鶴川地域のコミュニティづくりに取り組みます。また、地域の方々が予約した市立図書館の本の受け渡しも行います。			
問合せ先	生涯学習部 図書館長 中嶋	電話	728-8220

議案概要

議案名	第80号議案 相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について		
<p>【議案提出の目的】 相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託を廃止することについて、相模原市と協議するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2010年4月に相模原市と町田市は、両市の窓口で住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書を交付できるよう、互いにこれらの事務を委託する旨の「相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する規約」を定め、事務を行ってきました。○ しかし、コンビニエンスストアでの証明書交付の普及や、2024年3月の戸籍証明書の広域交付の開始により、当該規約に基づく事務委託の必要がなくなったため、2025年1月31日をもって事務委託を終了することについて、相模原市と協議します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法第252条の14第2項及び第3項○ 地方自治法第252条の2の2第3項			
問合せ先	市民部 市民課長 是安	電話	724-4225

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 1 号議案 消防ポンプ自動車購入</p>		
<p>【議案提出の目的】 消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過した消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市消防団第 1 分団第 2 部及び第 3 分団第 7 部に配備する水槽付消防ポンプ自動車を購入するものです。 ・水槽付消防ポンプ自動車 2 台</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 水槽付消防ポンプ自動車購入 ○ 契約方法 指名競争入札 ○ 契約金額 59,290,000 円 ○ 契約相手方 東京都町田市図師町 1847 番地 三共自動車株式会社 代表取締役 河合 十（かわい つなぎ） ○ 履行期限 契約開始日から 2026 年 3 月 31 日まで</p> <p>【過去の実績】 ○ 2018 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 33,782,400 円 ○ 2019 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 35,860,000 円 ○ 2020 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 38,280,000 円 ○ 2022 年度 消防ポンプ自動車 1 台購入 26,565,000 円 ○ 2023 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 56,485,000 円</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 防災安全部 防災課長 宮坂</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-3254</p>

議案概要

議案名	第 8 2 号議案 児童生徒用タブレット端末購入																				
<p>【議案提出の目的】 ICT を活用した魅力ある授業を実施する環境整備を目的として市立小・中学校に配備しているタブレット端末について、老朽化した端末の更改及び予備機の調達のため、物品供給契約を締結するものです。</p>																					
<p>【議案の内容】 ○ 児童生徒用タブレット端末の更改及び予備機の調達を行います。 ・タブレット端末 2,702 台</p>																					
<p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</p>																					
<p>【契約の概要】 ○ 契約目的 児童生徒用タブレット端末購入 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 133,942,193 円（1 台あたり 49,571.5 円） ○ 契約相手方 東京都立川市曙町二丁目 22 番 20 号 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 西東京支社 西東京 LA 営業部 部長 吉良 一浩 ○ 履行期限 契約開始日から 2024 年 11 月 30 日まで</p>																					
<p>【過去の実績】 ○ 2020 年度 タブレット端末 29,542 台 1,108,445,382 円（1 台あたり 37,521 円） ○ 2022 年度 タブレット端末 340 台 14,586,000 円（1 台あたり 42,900 円） （うち児童生徒用 80 台 3,432,000 円） ○ 2023 年度 タブレット端末 1,000 台 45,815,000 円（1 台あたり 45,815 円）</p>																					
<p>【経緯】 ○ GIGA スクール構想に基づき、2020 年度までに児童生徒一人 1 台端末環境を整備しています。2023 年度には、2018 年度に先行導入していた端末の更改用に 1,000 台を購入しています。 ○ 今回購入する端末は、2019 年度に導入して更改時期を迎えた端末の更改にあたるものと、損耗が著しい端末の予備機にあたるものです。</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備台数(台)</td> <td>80</td> <td>1,000</td> <td>1,703</td> <td>29,542</td> <td>0</td> <td>80</td> <td>1,000</td> <td>2,702</td> </tr> </tbody> </table>				年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	整備台数(台)	80	1,000	1,703	29,542	0	80	1,000	2,702
年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024													
整備台数(台)	80	1,000	1,703	29,542	0	80	1,000	2,702													
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 学校教育部 指導課長 大山		電話	724-2523 785-5475																	

議案概要

議案名	第 8 3 号議案 学校用ノート型パソコン購入												
【議案提出の目的】													
市立小・中学校に配備している学校用ノート型パソコンについて、賃貸借の期間満了に伴い更改を実施するため、物品供給契約を締結するものです。													
【議案の内容】													
○ 教員が校務に使用する端末の調達を行います。 ・学校用ノート型パソコン 249 台													
【議案の法的根拠】													
○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）													
【契約の概要】													
○ 契約目的 学校用ノート型パソコン購入 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 26,020,500 円（1 台あたり 104,500 円） ○ 契約相手方 東京都立川市曙町二丁目 22 番 20 号 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 西東京支社 西東京 LA 営業部 部長 吉良 一浩 ○ 履行期限 契約開始日から 2024 年 10 月 31 日まで													
【経緯】													
○ 学校用ノート型パソコンは、Windows パソコンでないと実施できない業務に対応するため、市立小中学校に各校 5 台ずつ配備しています。 ○ 現在使用している端末は 2018 年度から 2019 年度にかけて導入しており、それから 5 年が経過することから、今後機器の保守に支障が生じることが見込まれるため、更改を実施するものです。 ○ 使用状況を精査し、今回の学校用ノート型パソコン購入台数は各校 4 台としています。													
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="177 1525 416 1603">年度</th><th data-bbox="416 1525 584 1603">2018</th><th data-bbox="584 1525 751 1603">2019</th><th data-bbox="751 1525 919 1603">2020～ 2023</th><th data-bbox="919 1525 1078 1603">2024</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="177 1603 416 1659">整備台数</td><td data-bbox="416 1603 584 1659">135 台</td><td data-bbox="584 1603 751 1659">202 台</td><td data-bbox="751 1603 919 1659">0 台</td><td data-bbox="919 1603 1078 1659">249 台</td></tr></tbody></table>				年度	2018	2019	2020～ 2023	2024	整備台数	135 台	202 台	0 台	249 台
年度	2018	2019	2020～ 2023	2024									
整備台数	135 台	202 台	0 台	249 台									
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 学校教育部 指導課長 大山		電話	724-2523 785-5475									

議案概要

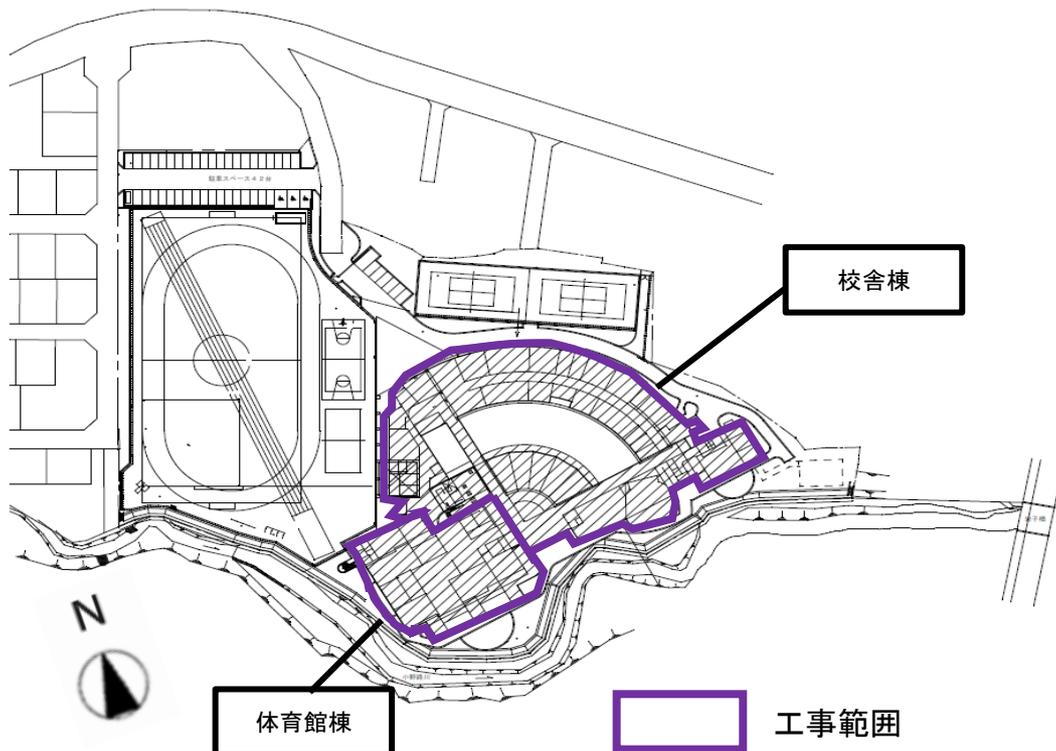
議案名	第 8 4 号議案 鶴川中学校中規模改修機械設備工事 I 期請負契約
-----	------------------------------------

【議案提出の目的】

鶴川中学校の老朽化した空気調和設備等の改修を行う工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 工事内容
空気調和設備工事、自動制御設備工事、ガス設備工事



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 鶴川中学校中規模改修機械設備工事 I 期
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 545,600,000 円
- 契約相手方 東京都文京区本郷一丁目 19 番 6 号
太平・森崎特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社太平エンジニアリング
立川営業所 所長 門馬 研治
- 工 期 契約開始日から 2026 年 2 月 27 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523
	（工事内容）財務部 営繕課長 荒木		724-1293
	（事業内容）学校教育部 施設課長 田中		724-2174

議案概要

議案名	第86号議案 町田第一中学校体育館・プール棟給排水衛生設備改修工事請負契約
------------	--

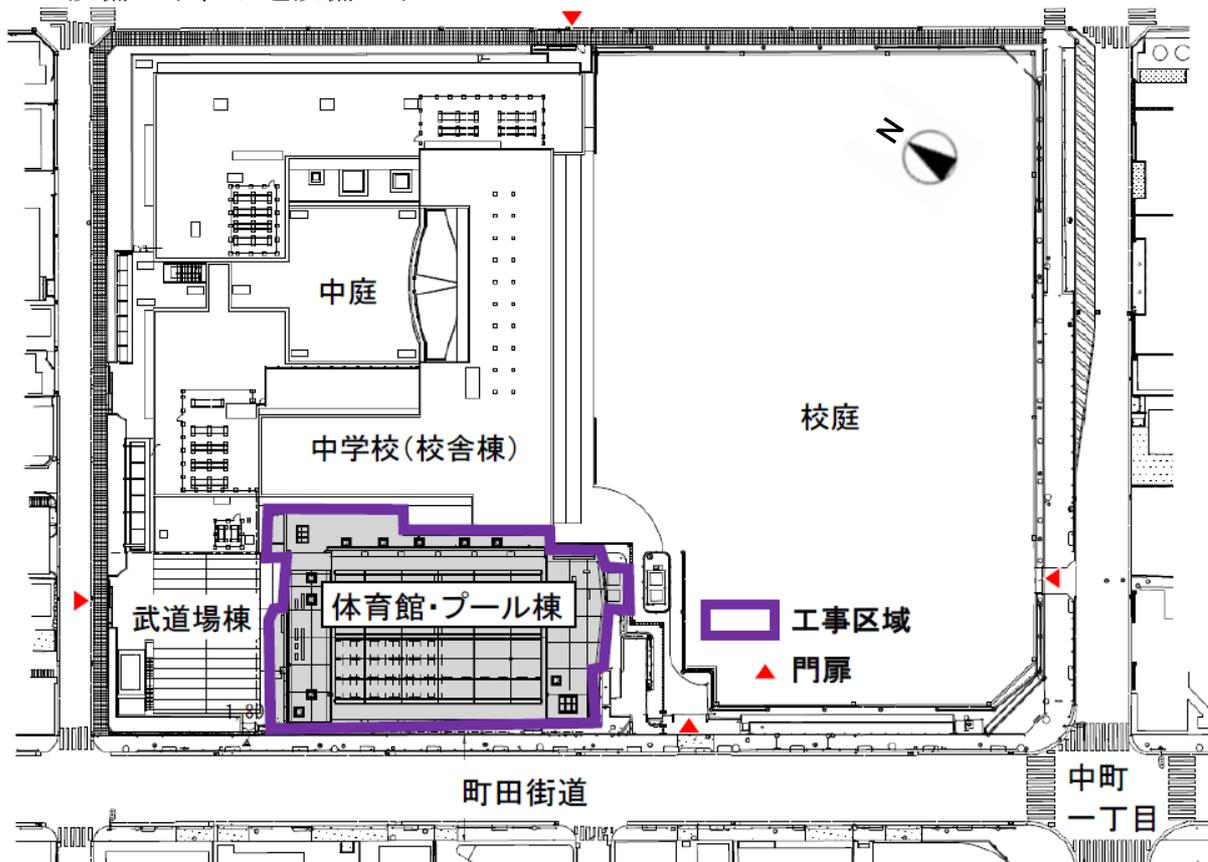
【議案提出の目的】

町田第一中学校体育館・プール棟の老朽化した給排水衛生設備を改修するため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、消火設備工事、ガス設備工事、ろ過設備工事



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田第一中学校体育館・プール棟給排水衛生設備改修工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 253,070,999円
- 契約相手方 東京都町田市相原町788番1
株式会社八設
代表取締役 菊池 悟
- 工 期 契約開始日から2025年12月12日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 荒木		724-1293
	(事業内容) 学校教育部 施設課長 田中		724-2174

議案概要

議案名	第 8 7 号議案 土地の買入れについて
-----	----------------------

【議案提出の目的】

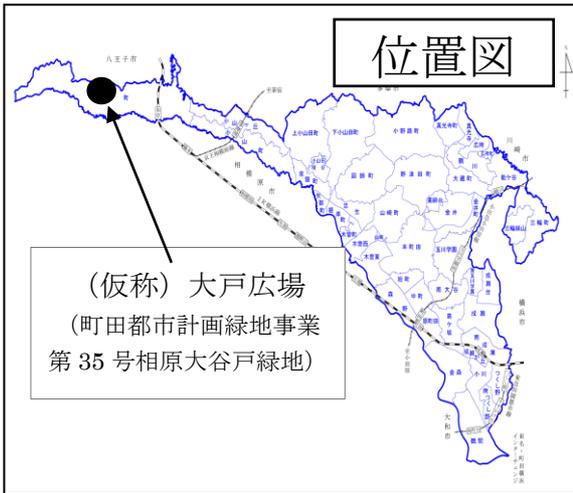
貴重な自然環境を保全し市民の利用に供するため、(仮称)大戸広場(町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地)の用地を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ予定日 2024 年 12 月
- 買入れ相手方 町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市役所内 町田市土地開発公社
- 買入れ所在地 町田市相原町字大谷戸 3847 番 1 ほか 13 筆
- 買入れ面積 10,360.33 m²
- 買入れ価格 104,023,480 円 (1 m²あたり 10,040 円)

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号 (財産の取得)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条 (議会の議決に付すべき財産の取得または処分)



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397
------	-----------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 8 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路、都市計画道路築造事業に伴い整備予定の道路及び道路位置指定の協議に伴い市に帰属した道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 934 号線その他の合計 12 路線 総延長 891mを市道として認定します。 このうち、忠生 1304 号線については、相模原市の区域内に路線認定を行います。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項（市道路線の認定） 同条第 3 項及び第 4 項（区域をこえた市道路線の認定）</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 8 9 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線及び他の路線と重複している路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 南 533 号線その他の合計 4 路線 総延長 440mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第90号議案 町田市美術工芸館の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市美術工芸館を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人まちだ育成会 理事長 清水 謙一 東京都町田市山崎町 1214 番地 1			
○ 公の施設の概要			
名称	町田市美術工芸館		
所在地	町田市忠生三丁目 6 番地 22		
開設年月	1981 年 5 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て		
建物面積	1,562.85 m ² (延床面積)		
主要施設	作業室、事務室、会議室、食堂等		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 障害者総合支援法に規定する生活介護事業及び就労継続支援事業を行うこと。 ・ 町田市美術工芸館の施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間			
・ 2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市授産センター条例第 10 条 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	地域福祉部	障がい福祉課長 桑原	電話 724-2147

議案概要

議案名	第 9 1 号議案 三輪子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 三輪子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 平本 哲男 東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池袋 ISP タマビル			
○ 公の施設の概要			
名 称	三輪子どもクラブ		
所 在 地	町田市三輪緑山三丁目 25 番 2 号		
開設年月	2020 年 6 月		
建物構造	木造 平屋建て		
建物面積	478.9 m ² (延床面積)		
主要施設	事務室、遊戯室、集会室、乳幼児室、デッキ等		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・ 子どもクラブの使用の承認等に関する業務			
・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-4097

議案概要

議案名	第92号議案 木曾学童保育クラブ外11施設の指定管理者の指定について
-----	------------------------------------

【議案提出の目的】

木曾学童保育クラブ外11施設を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

(指定管理者名) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会
 会長 鈴木 忠
 東京都町田市原町田四丁目9番8号

○ 公の施設の概要

名 称	木曾学童保育クラブ
所 在 地	町田市木曾東三丁目11番3号(忠生第三小学校敷地内)
開設年月	1963年11月
建物構造	鉄骨造 2階建て
建物面積	283.37 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	木曾境川学童保育クラブ
所 在 地	町田市木曾西一丁目9番1号(木曾境川小学校敷地内)
開設年月	1974年4月
建物構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
建物面積	209.86 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	七国山学童保育クラブ
所 在 地	町田市山崎町1314番地2(七国山小学校敷地内)
開設年月	2004年4月
建物構造	鉄骨造 1階建
建物面積	292.73 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	竹ん子学童保育クラブ
所 在 地	町田市本町田1212番地(町田第三小学校校舎内)
開設年月	2000年4月
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
建物面積	119.00 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	学童21保育クラブ
所 在 地	町田市原町田四丁目 26 番 40 号（町田第二小学校敷地内）
開設年月	2001 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
建物面積	145.19 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	高ヶ坂学童保育クラブ
所 在 地	町田市南大谷七丁目3番2号（町田第六小学校敷地内）
開設年月	1969 年 7 月
建物構造	鉄骨造 平屋建て
建物面積	137.11 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	すまいる学童保育クラブ
所 在 地	町田市成瀬台二丁目 5 番地 2（成瀬台小学校校舎内）
開設年月	2002 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
建物面積	224.00 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	野津田学童保育クラブ
所 在 地	町田市野津田町 1290 番地（鶴川第一小学校敷地内）
開設年月	2002 年 4 月
建物構造	鉄骨造 2 階建て
建物面積	370.62 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	鶴間ひまわり学童保育クラブ
所 在 地	町田市鶴間四丁目 17 番 1 号（鶴間小学校敷地内）
開設年月	2004 年 4 月
建物構造	鉄骨造 平屋建て
建物面積	299.62 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	相原たけの子学童保育クラブ
所 在 地	町田市相原町 1673 番地（相原小学校校舎内）
開設年月	2005 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
建物面積	157.71 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	成瀬学童保育クラブ
所 在 地	町田市南成瀬三丁目 6 番地（成瀬小学校敷地内）
開設年月	2025 年 4 月
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建
建物面積	260.31 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	本町田ひなた学童保育クラブ
所 在 地	町田市本町田 2032 番地（本町田ひなた小学校敷地内）
開設年月	2025 年 4 月
建物構造	鉄骨造 平屋建
建物面積	119.81 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

○ 指定管理者が行う主な業務

- ・学童の保育に関する業務
- ・学童の特別保育に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務

○ 指定の期間

- ・2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

※ 竹ん子学童保育クラブ、成瀬学童保育クラブ、本町田ひなた学童保育クラブは 2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 3 年間

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）
- 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定）

問合せ先

子ども生活部 児童青少年課長 菊地

電話

724-2182

議案概要

議案名	第93号議案 大戸のびっ子学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 大戸のびっ子学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 理事長 三階 広明 (さんがい ひろあき) 東京都町田市中町一丁目 19 番 5 号			
○ 公の施設の概要			
名 称	大戸のびっ子学童保育クラブ		
所 在 地	町田市相原町 3865 番地 (武蔵岡中学校校舎内)		
開設年月	1993 年 4 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建て		
建物面積	243.00 m ² (延床面積)		
主要施設	育成室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 学童の保育に関する業務			
・ 学童の特別保育に関する業務			
・ 施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-2182

議案概要

議案名	第94号議案 小山中央学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 小山中央学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人景行会 理事長 齋藤 彰平 (さいとう しょうへい) 東京都町田市藤の台一丁目1番56号			
○ 公の施設の概要			
名 称	小山中央学童保育クラブ		
所 在 地	町田市小山ヶ丘三丁目7番地1 (小山中央小学校敷地内)		
開設年月	2010年4月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 (増築棟: 鉄骨造) 平屋建て		
建物面積	497.64 m ² (延床面積)		
主要施設	育成室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 学童の保育に関する業務			
・ 学童の特別保育に関する業務			
・ 施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-2182

議案概要

議案名	第95号議案 南つくし野学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 南つくし野学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人龍美 (りょうび) 理事長 斜森 喜美子 (ななもり きみこ) 東京都町田市南つくし野二丁目 17 番 1 号			
○ 公の施設の概要			
名 称	南つくし野学童保育クラブ		
所 在 地	町田市南つくし野二丁目 17 番地 2 (南つくし野保育園隣接地)		
開設年月	2006 年 11 月		
建物構造	鉄骨造 平屋建て		
建物面積	356.03 m ² (延床面積)		
主要施設	育成室		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-2182

議案概要

議案名	第96号議案 山崎学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 山崎学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人東香会 理事長 齋藤 紘良 (さいとう こうりょう) 東京都町田市忠生二丁目5番地3			
○ 公の施設の概要			
名 称	山崎学童保育クラブ		
所 在 地	町田市忠生二丁目15番地26 (山崎小学校敷地内)		
開設年月	2015年4月		
建物構造	鉄骨造 平屋建て		
建物面積	240.03 m ² (延床面積)		
主要施設	育成室		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-2182



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は181円です（職員人件費を含みます）。